

## 由布市プレミアム付商品券特定事業者（店舗）募集要領

### （目的）

第1条 この要領は、市が発行する低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券を取り扱う特定事業者の公募について、必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） プレミアム付商品券 市によって販売される商品券をいう。
- （2） 特定取引 プレミアム付商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式商標その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- （3） 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったプレミアム付商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

### （プレミアム付商品券の概要）

第3条 市が発行するプレミアム付商品券は、1冊4,000円で販売する。  
2 1枚当たりの券面は、500円とし、10枚綴りで1冊（額面5,000円分）とする。  
3 購入対象者は、原則として、一人当たり5冊まで購入できるものとする。  
4 この要領に規定するプレミアム付商品券は、市内の取扱い特定事業者（店舗）で使用できる共通券とし、大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する事業所をいう。）での使用を制限する専用券は、発行しないものとする。

### （券面表示事項）

第4条 プレミアム付商品券には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- （1） 実施主体及び所在地
- （2） 金額及び使用期間
- （3） 通し番号
- （4） 釣銭の取扱い
- （5） 紛失、盗難等の免責
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が定めるもの

### （プレミアム付商品券の使用範囲等）

第5条 プレミアム付商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 プレミアム付商品券の使用期間は、令和元年10月1日から令和2年3月1日まで期間とする。

- 3 プレミアム付商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。
- 4 プレミアム付商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 5 プレミアム付商品券は、以下の各号に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
  - (1) 不動産や金融商品に係るもの（土地及び家屋の購入代金、借入資金等）
  - (2) たばこ
  - (3) 換金性の高いもの（商品券、プリペイドカード、切手、印紙、宝くじ等）
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
  - (5) 国税、地方税、使用料その他の公租公課
  - (6) 事業活動に伴い発生する原材料、機器類及び仕入商品等の支払いに係るもの
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの  
（プレミアム付商品券の販売期間）

第6条 プレミアム付商品券の販売期間は、令和元年10月1日から令和2年2月28日までの間とする。

（特定事業者の登録等）

第7条 市は、特定事業者を募集し、適当と認めるときは、応募した事業者を登録する。

2 応募をする事業者は、由布市プレミアム付商品券特定事業者申込書兼誓約書（様式第1号）に必要事項を記載の上、令和元年8月2日（金）までに市へ提出するものとする。

3 応募が可能な事業者は、市内に事業所（店舗）を有し、営業を行っている者とする。

（特定事業者の責務）

第8条 特定事業者は、特定取引において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (2) 市が配慮する啓発用グッズ（ポスター等）を来客者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 商品券の偽造等の不正の疑いがある場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、速やかに市へ報告すること。

(4) 市との連携体制を構築し、必要に応じて市からの指示に従うこと。  
2 市は、特定事業者が前項各号に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(特定事業者の登録解除)

第9条 特定事業者は、自ら特定事業者の登録を解除したい場合は、由布市プレミアム付商品券特定事業者登録解除届出書(様式第2号)を市へ提出しなければならない。

(プレミアム付商品券の換金手続)

第10条 市は、特定取引においてプレミアム付商品券が使用された場合は、市が別に定める方法で関係する特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、特定取引において受け取ったプレミアム付商品券を提出して、券面記載の金額での換金を市が指定する期間までに申し出るものとする。

(釣銭)

第11条 プレミアム付商品券の使用に当たり、商品の支払い金額がプレミアム付商品券の額面に満たないときには、釣銭を支払わないものとする。

(紛失等の責務)

第12条 特定取引において受け取ったプレミアム付商品券の盗難、紛失又は滅失は特定事業者の責務とする。

(市の責務)

第13条 特定事業者に対する説明会を実施し、事業の適正な管理に努めなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めのないことについては、別途、市と協議するものとする。

## 附 則

この要領は、令和元年7月8日から施行する。